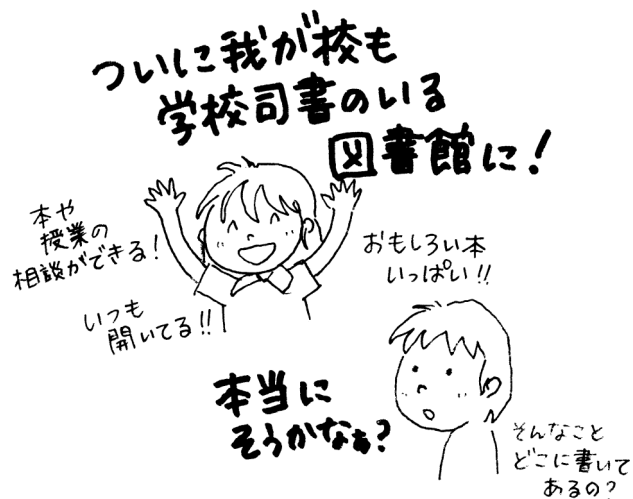


学校図書館法『改正』 これで本当によくなるの？



学校図書館法の一部を改正する法律案 (仮称)骨子案

一 学校司書

1 学校には、司書教諭のほか、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進を図るため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(2において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならないこと。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

二 施行期日

この法律は、〇〇〇から施行すること。

(2013年6月に衆議院法制局から示された内容です。)

学校図書館にいつでも 学校司書がいれば・・・

- 📖 “読む”“分かる”楽しさ伝えます。
- 📖 多種多様な資料で授業が変わる。
- 📖 知りたいこと、とことん応援します。
- 📖 図書館行事で知的好奇心を刺激します。
- 📖 「うわあ、これ借りたい！」という本がいっぱい。
- 📖 のびのびゆったり子どもたちの居場所。

だから、配置される人は こうあってほしい

- 📖 すべての学校に学校司書配置
- 📖 司書資格を持った専門の学校司書
- 📖 1校1名専任で
- 📖 継続して働ける正規の人を

発行 学校図書館問題研究会 2014年3月

<http://gakutoken.net/>

現在の学校図書館は

フルタイムで毎日学校司書が勤務する学校図書館



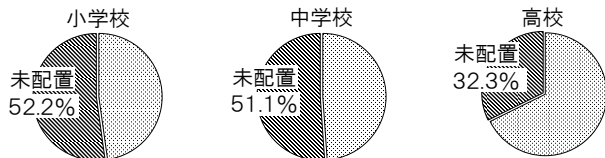
非常勤の学校司書が勤務している
学校図書館も少なくありません。

学校司書が配置されていない学校図書館



■ すべての学校に配置されるわけではない

全国の学校の学校司書の配置（2012年文部科学省調査）



骨子案の「職員を置くよう努めなければならないこと」というのは、単なる努力義務でしかありません。すべての学校への配置を義務づけるものではないので、学校司書未配置の学校はなくなりません。

問題が多い『改正』案・・・

■ 司書の専門性（資格）は問わない



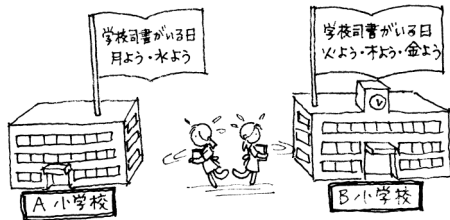
学校図書館の資料を収集し、子どもたちからの読書相談にも応じ、かつ教員の授業をサポートするためには、図書館学を学び司書資格を持った学校司書が必要です。

■ 1年で雇い止めかも



学校図書館で的確な資料を提供していくためには、専門的な知識と経験の蓄積が不可欠です。しかし、この法案には学校司書の継続した勤務について明記されていません。

■ 1校1名・フルタイム勤務ではない



毎日、学校司書がいて、いつでも使える学校図書館であるべきですが、この「改正」では1校1名配置の保障がなく、2校をかけもちしたり、1日数時間だけの勤務となってしまったりするおそれがあります。

今回の骨子案が成立したら

学校司書は非常勤で複数校兼務になってしまうかも・・・

